

回覧

令和5年7月3日

小値賀町福祉事務所

お米 de 子育て支援について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

県の子育て世帯臨時特別支援事業として、県内在住の高校生までの児童一人につき、10kg相当のお米券がプレゼントされます。

申請期間は令和5年6/28(水)～11/30(木)、申請方法は別添チラシのQRコードを読み取ってスマートフォンから申請できます。

その他、申請用紙に記載して県に郵送する方法の場合、申請様式は福祉事務所に用意がありますので、ご用命ください。

詳細は別添チラシ「お米 de 子育て支援」をご覧ください。

(問い合わせ先)

小値賀町福祉事務所 福祉係

担当：森

TEL：0959-56-3111

お米 de 子育て支援

子育て世帯の家計の負担軽減を図るとともに、子どもたちへの県産米の魅力発信と食育推進のため令和5年4月1日時点で18歳以下の子どもがいる長崎県内の世帯に、県産米限定お米券をお届けします。

お米券
(10kg相当)
を配布するよ



お米券を
もらうには
申請が
必要だよ!

ココロンちゃん

支給品

長崎県産米限定 お米券 10kg相当 (440円×10枚綴り1冊)
対象児童 1人につきお米券(10枚)をお届けします

対象児童

次のいずれにも該当する者

- 令和5年4月1日において長崎県内に住所を有する者(※)
 - 平成16(西暦2004)年4月2日から令和5(西暦2023)年4月1日までに生まれた子ども
- ※「住所を有する」とは長崎県内に住民票を置いていることを指します。

申請手続きを行う者

申請手続きは原則「保護者(※)」が行う(対象児童が世帯主の場合のみ本人が申請可)

※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方
※対象児童が施設または里親等へ措置がなされている場合は、その施設の長または里親が申請することになります。

申請期間

令和5年 6/28(水) ~ 11/30(木)

※郵送の場合は当日消印有効

電子申請は
スマートフォンが
便利です!



申請方法

電子申請 または 郵送申請 <https://www.nagasaki-okomedekosodate.com>

- ※送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をおすすめします。
- ※郵送申請の場合は、申請書の特設サイトでダウンロードいただき、必要事項を記入して提出してください。
- ※申請に関するお問い合わせは、0120-123-635(平日10:00~17:00(土日祝を除く))までお問い合わせください。